| | | |
|---|---|---|
| 第百条の四第六項 | 、第三項 | 、震災特別法第百四条第三項において準用する第三項 |
| | 第一項各号 | 同条第一項各号 |
| | 又は第三項 | 又は同条第三項において準用する第三項 |
| 第百条の四第七項 | 前各項 | 震災特別法第百四条第一項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項 |
| | 第一項各号 | 同条第一項各号 |

**附　則**

この政令は、法の施行の日から施行し、第四条及び第十一条の規定は平成二十三年三月一日から、第六条から第十条まで及び第十四条の規定は同月十一日から適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

---

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

**政令第百三十二号**

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条から第百二十条まで、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小漁業融資保証法の特例）

**第一条**　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第百九条第一項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その主要な事業用資産について東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。次号において同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二　その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

2　法第百九条第一項の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

（農業改良資金融通法の特例）

**第二条**　法第百十条第一項の政令で定める者は、前条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

（農業近代化資金融通法の特例）

**第三条**　法第百十一条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十一条の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

3　法第百十一条の規定により農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号及び第三号の規定を読み替えて適用する場合における農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第二条の規定の適用については、同条の表の償還期限の欄中「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表の据置期間の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。

（農業信用保証保険法の特例）

**第四条**　法第百十二条第一項の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十二条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月三十一日とする。

（漁業近代化資金融通法の特例）

**第五条**　法第百十三条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十三条の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

3　法第百十三条の規定により漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第二号及び第三号の規定を読み替えて適用する場合における漁業近代化資金融通法施行令（昭和四十四年政令第二百九号）第二条の規定の適用については、同条の表中「十五年」とあるのは「十八年」と、「七年」とあるのは「十年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

**第六条**　法第百十四条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十四条の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

3　法第百十四条の規定により林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第五条（同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて適用する場合における林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第四条の規定の適用については、同条第一項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第二項中「三年」とあるのは「六年」とする。

4　法第百十四条に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。第十一条第四項、第十四条第五項及び第十八条第五項において同じ。）についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「七年」とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

**第七条**　法第百十五条の政令で定める者は、第一条第一項各号のいずれかに該当する者とする。

2　法第百十五条の政令で定める日は、平成二十八年三月三十一日とする。

3　法第百十五条の規定により沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第五条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）第二条から第四条までの規定の適用については、同令第二条の表中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同令第三条の表中「三年」とあるのは「六年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「七年」とあるのは「十年」と、同令第四条の表中「五年」とあるのは「八年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とある。